



平成 27 年 7 月 3 日
運輸審議会 審理室

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定（札幌交通圏、京浜交通圏、長野交通圏、金沢交通圏、大阪府域交通圏、倉敷交通圏、福岡交通圏、北九州交通圏、長崎交通圏、宮崎交通圏及び鹿児島市）事案に関する公示について

平成 27 年 7 月 2 日付けで、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案（札幌交通圏、京浜交通圏、長野交通圏、金沢交通圏、大阪府域交通圏、倉敷交通圏、福岡交通圏、北九州交通圏、長崎交通圏、宮崎交通圏及び鹿児島市を平成 27 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの間指定すること）について、国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありましたので、お知らせします。

なお、利害関係人は本日から 14 日以内（平成 27 年 7 月 17 日（金）まで）に、運輸審議会に公聴会開催の申請ができますのでお知らせします。

（注）利害関係人とは、事案の申請者、事案の申請者と競争の関係にある者等（運輸審議会一般規則第 5 条）のことをいいます。

[お問合せ先]

運輸審議会審理室 林、木村、近藤

（代表）03-5253-8111（内線 53515）、（直通）03-5253-8810
（F A X）03-5253-1676

[特定地域指定の概要に関する連絡先]

自動車局旅客課 古曳、佐々木

（代表）03-5253-8111（内線 41242）、（直通）03-5253-8569
（F A X）03-5253-1636

○国土交通省告示第838号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成27年7月3日

国土交通大臣 太田 昭宏

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27 第5011号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5012号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5013号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5014号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「金沢交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5015号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5016号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「倉敷交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5017号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27 第5018号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5019号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「長崎交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5020号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「宮崎交通圏」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平27 第5021号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで

参 考

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者

四～五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者（件名表）

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名（事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。）に番号を付し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2・3 （略）

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

（公聴会開催の申請）

第17条 第5条に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、（中略）告示の日（件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となつた者については、その告示の日）から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及びその番号
- 三 理由及び利害関係を説明する事項